別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－1	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字ほその	846-5	5107	7-87-0	山林	3.07	2.79	スギ	56	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字ほその	846-5	5107	7-87-0	山林	0.11	2.79内	ヒノキ	56						
3	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-99-0	山林	1.00	4.28	スギ	57						
4	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-99-0	山林	1.50	4.28内	ヒノキ	57						
5	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-115-0	山林	1.40	4.28内	スギ	58						
6	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-115-0	山林	0.60	4.28内	ヒノキ	58						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字ほその	846-5	5107	7-87-0	山林	3.07	2.79	スギ	56					
2	松阪市飯高町森字ほその	846-5	5107	7-87-0	山林	0.11	2.79内	ヒノキ	56					
3	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-99-0	山林	1.00	4.28	スギ	57					
4	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-99-0	山林	1.50	4.28内	ヒノキ	57					
5	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-115-0	山林	1.40	4.28内	スギ	58					
6	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-115-0	山林	0.60	4.28内	ヒノキ	58					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
①	松阪市飯高町森字ほその	846-5	5107	7-87-0	
	松阪市飯高町森字ほその	846-5	5107	7-87-0	
	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-99-0	
	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-99-0	
	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-115-0	
	松阪市飯高町森字ほその	846-22	5107	7-115-0	

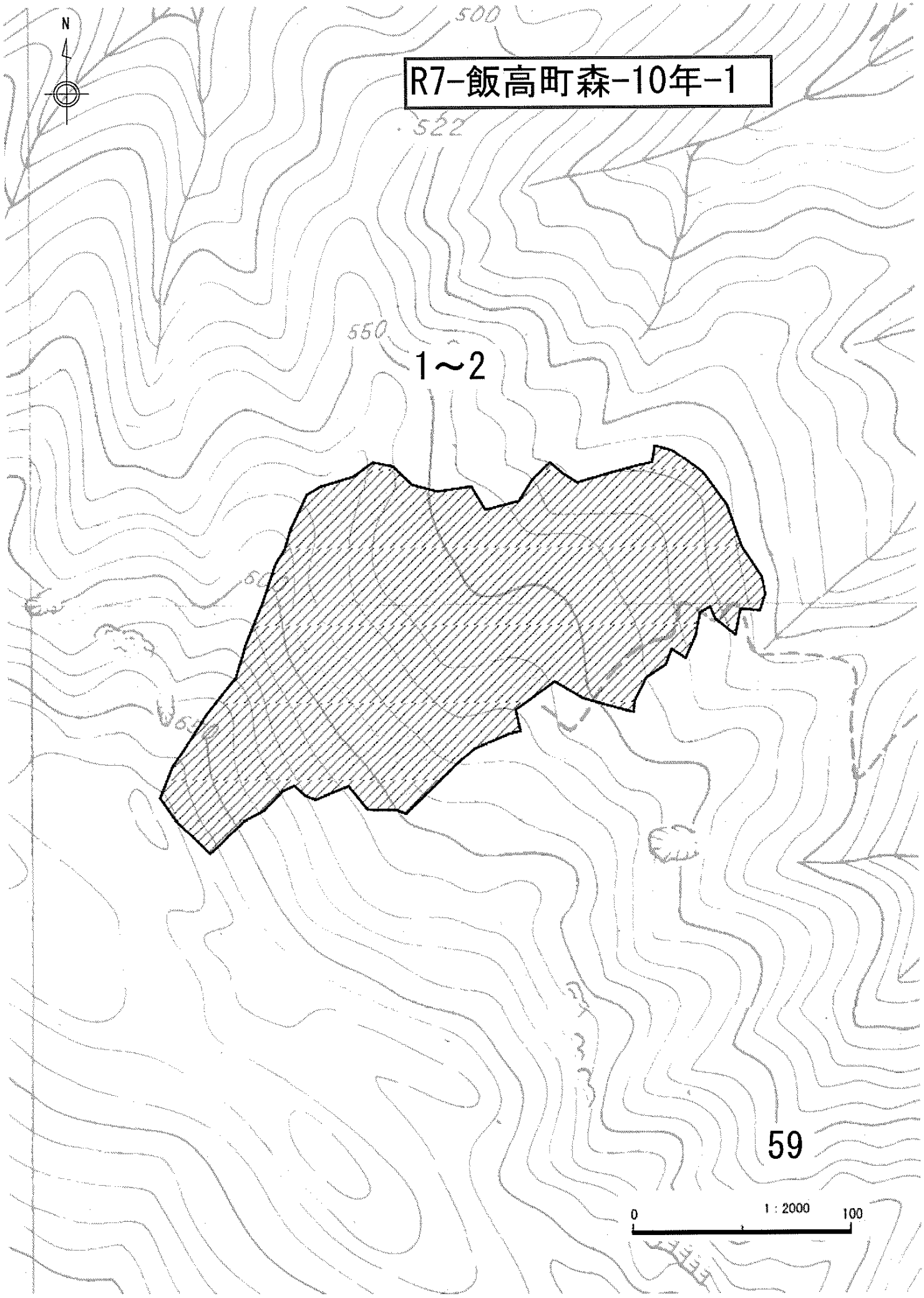
R7-飯高町森-10年-1
N
500
522
550
1～2
600
650
59
0
1 : 2000
100

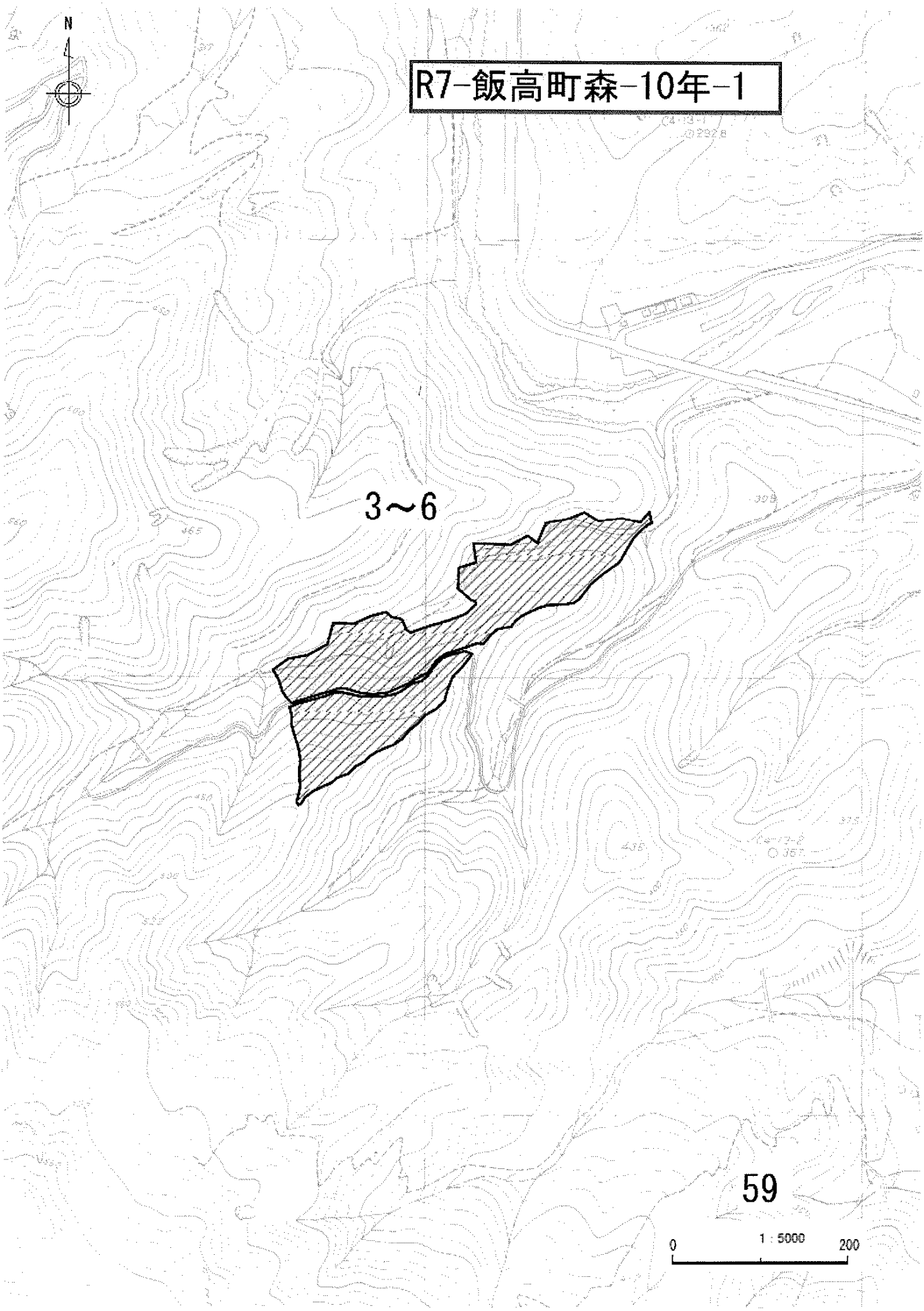
R7-飯高町森-10年-1
N
3～6
59
0
1 : 5000
200

別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7ー飯高町森ー10年ー2	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字むき尾たに	839	5107	7-105-0	山林	0.74	4.28内	スギ	42	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字むき尾たに	839	5107	7-105-0	山林	0.74	4.28内	ヒノキ	42						
3	松阪市飯高町森字むき尾たに	844	5107	7-107-0	山林	0.41	2.30	スギ	37						
4	松阪市飯高町森字むき尾たに	844	5107	7-107-0	山林	0.41	2.30内	ヒノキ	37						
5	松阪市飯高町森字むき尾たに	842-1	5107	7-108-0	山林	0.13	2.30内	スギ	77						
6	松阪市飯高町森字むき尾たに	842-1	5107	7-108-0	山林	0.13	2.30内	ヒノキ	35						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字むき尾たに	839	5107	7-105-0	山林	0.74	4.28内	スギ	42					
2	松阪市飯高町森字むき尾たに	839	5107	7-105-0	山林	0.74	4.28内	ヒノキ	42					
3	松阪市飯高町森字むき尾たに	844	5107	7-107-0	山林	0.41	2.30	スギ	37					
4	松阪市飯高町森字むき尾たに	844	5107	7-107-0	山林	0.41	2.30内	ヒノキ	37					
5	松阪市飯高町森字むき尾たに	842-1	5107	7-108-0	山林	0.13	2.30内	スギ	77					
6	松阪市飯高町森字むき尾たに	842-1	5107	7-108-0	山林	0.13	2.30内	ヒノキ	35					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字むき尾たに	839	5107	7-105-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字むき尾たに	839	5107	7-105-0	
	松阪市飯高町森字むき尾たに	844	5107	7-107-0	
	松阪市飯高町森字むき尾たに	844	5107	7-107-0	
	松阪市飯高町森字むき尾たに	842-1	5107	7-108-0	
	松阪市飯高町森字むき尾たに	842-1	5107	7-108-0	

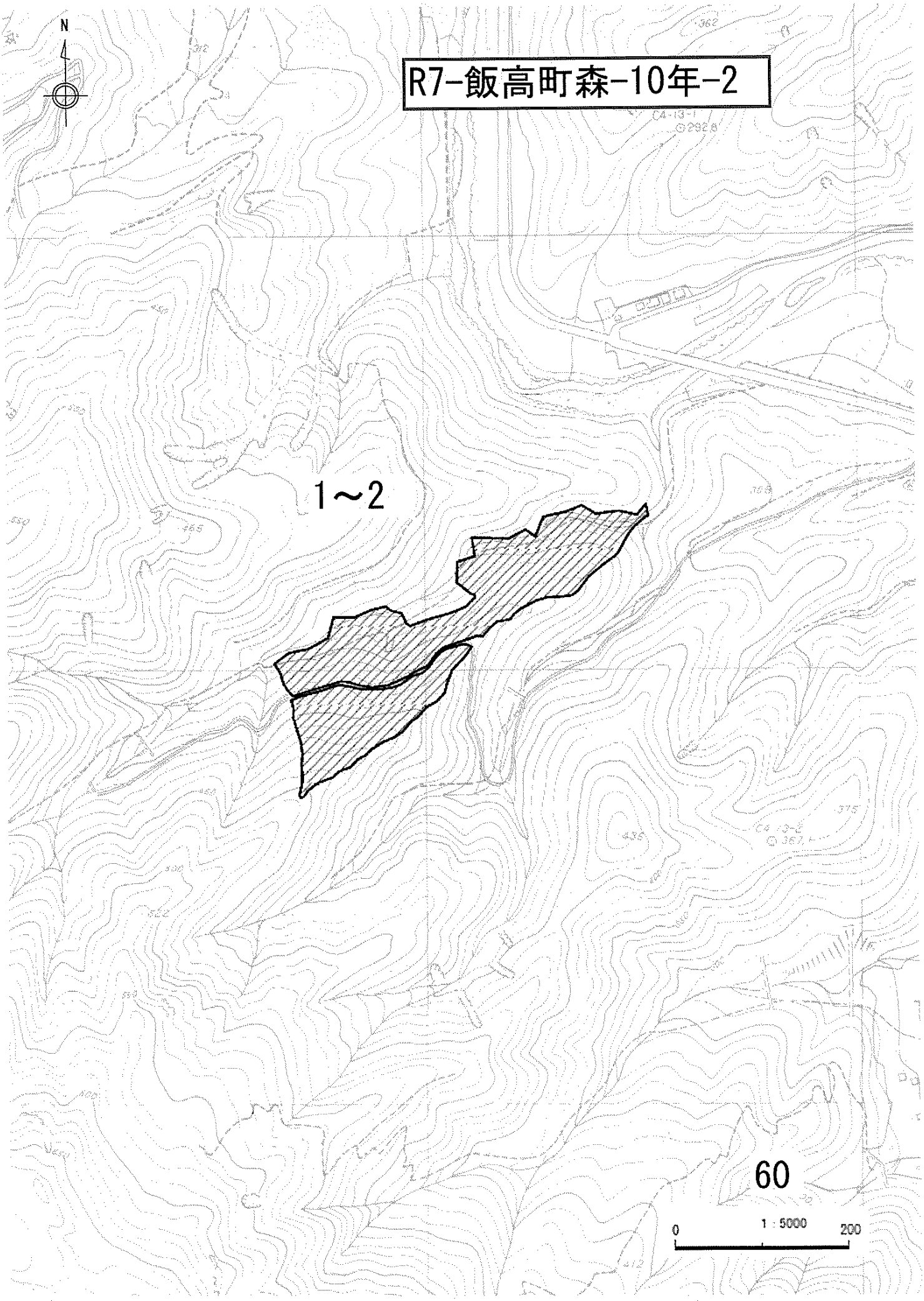
R7-飯高町森-10年-2
N
1～2
60
0
1 : 5000
200

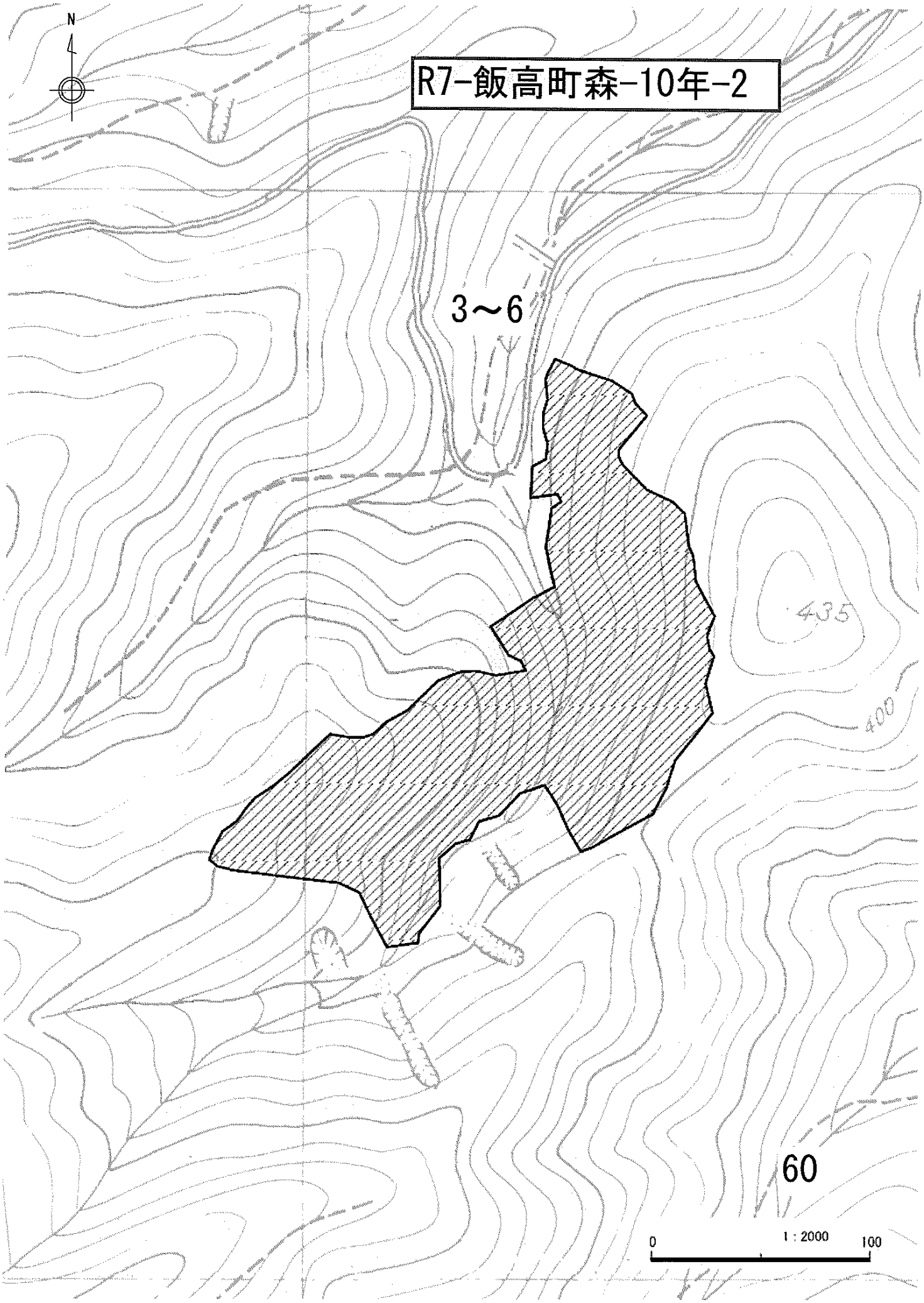
N
R7-飯高町森-10年-2
3～6
435
400
60
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	R7～飯高町森－10年－3	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字むき尾たに	833	5107	7-83-0	山林	0.34	0.18	スギ	50	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字むき尾たに	833	5107	7-83-0	山林	0.62	0.18内	ヒノキ	25						
3	松阪市飯高町森字ほその	846-12	5107	7-92-0	山林	0.15	0.74	スギ	65						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字むき尾たに	833	5107	7-83-0	山林	0.34	0.18	スギ	50					
2	松阪市飯高町森字むき尾たに	833	5107	7-83-0	山林	0.62	0.18内	ヒノキ	25					
3	松阪市飯高町森字ほその	846-12	5107	7-92-0	山林	0.15	0.74	スギ	65					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字むき尾たに	833	5107	7-83-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字むき尾たに	833	5107	7-83-0	
	松阪市飯高町森字ほその	846-12	5107	7-92-0	

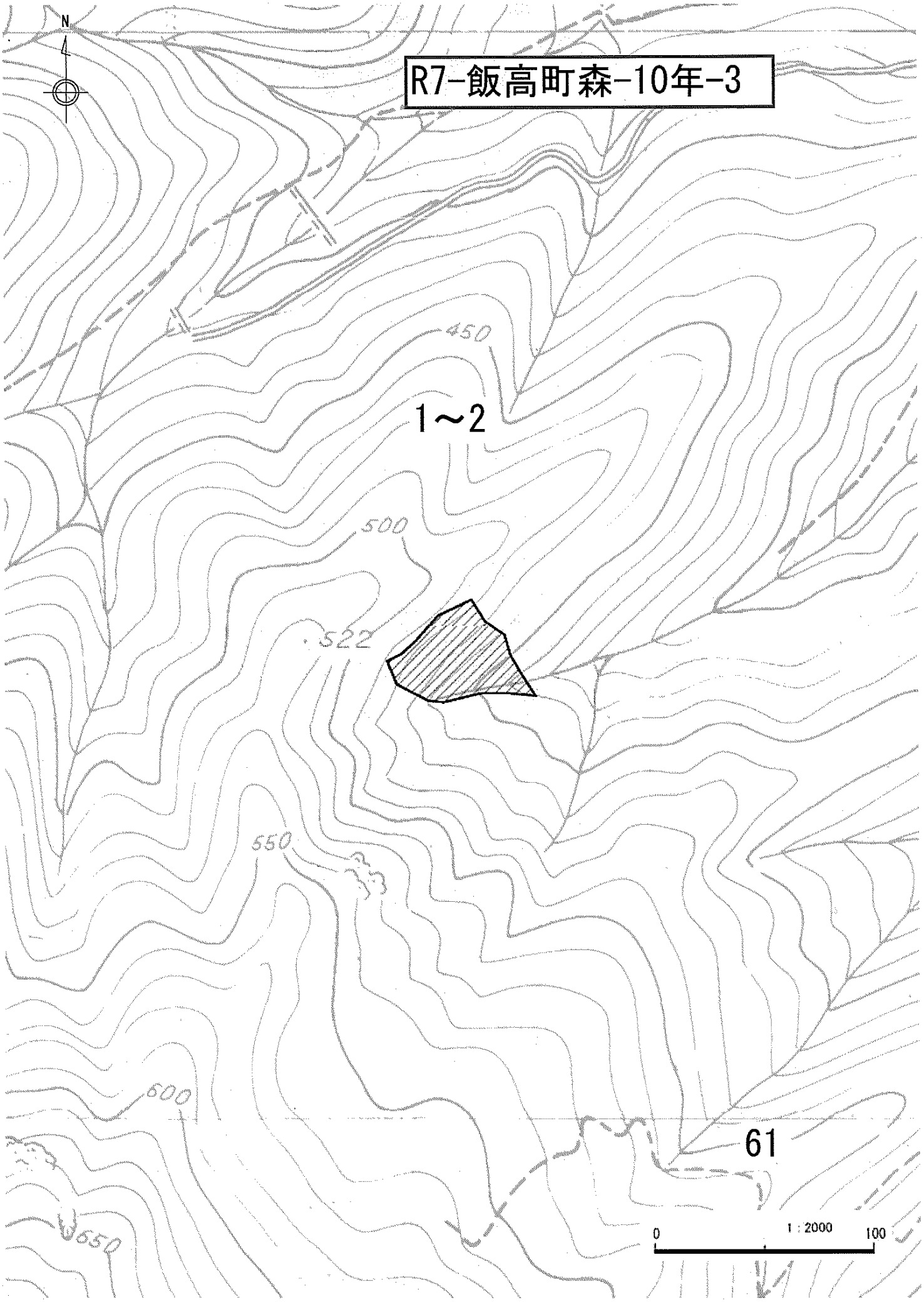
R7-飯高町森-10年-3
N
450
1～2
500
522
550
600
650
61
0
1 : 2000
100

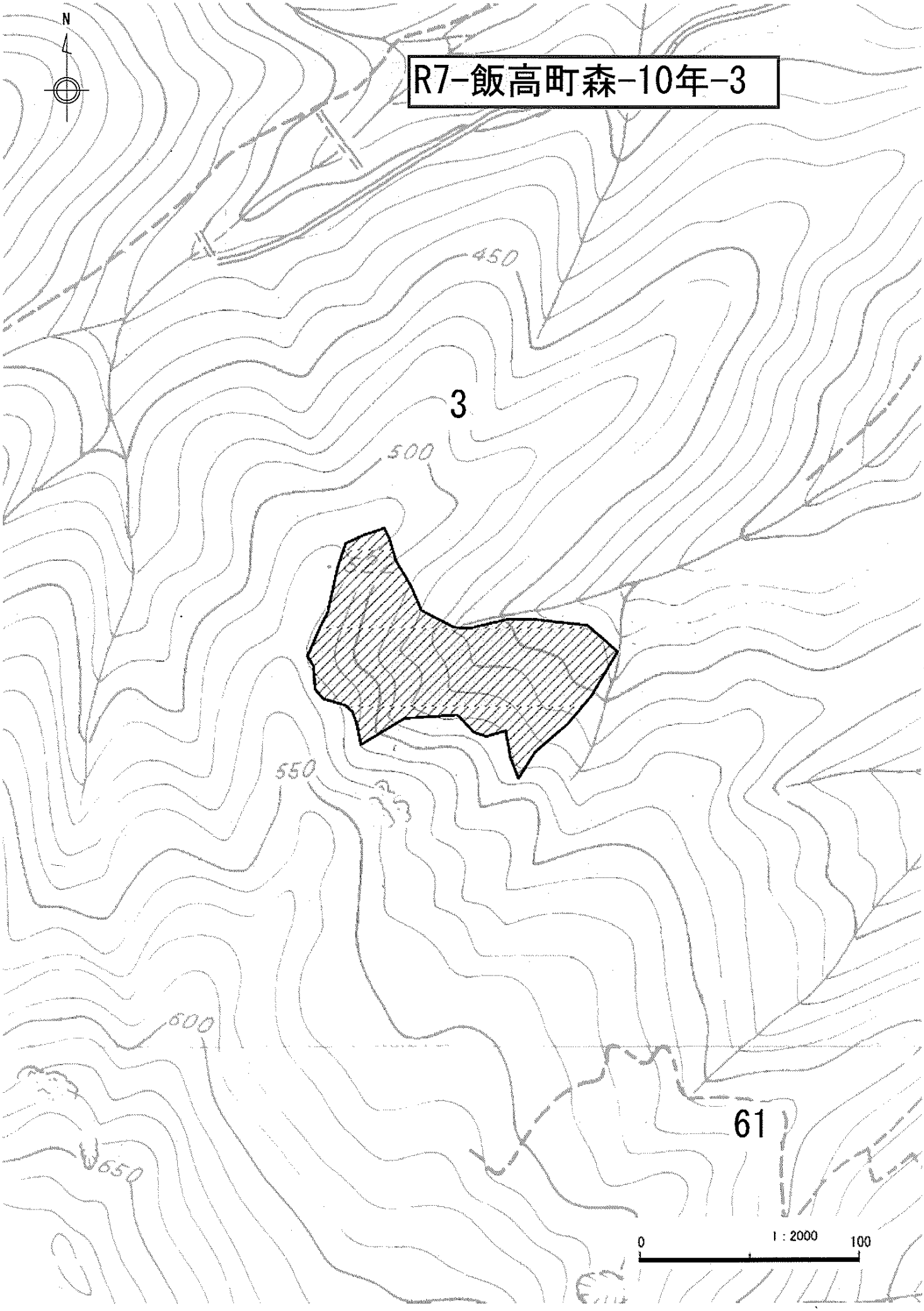
R7-飯高町森-10年-3
N
450
3
500
550
600
650
61
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－4	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字むき尾たに	829	5107	7-118-0	山林	0.06	0.47	スギ	91	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字むき尾たに	829	5107	ア-118-0	山林	0.06	0.47	スギ	91					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字むき尾たに	829	5107	7-118-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。

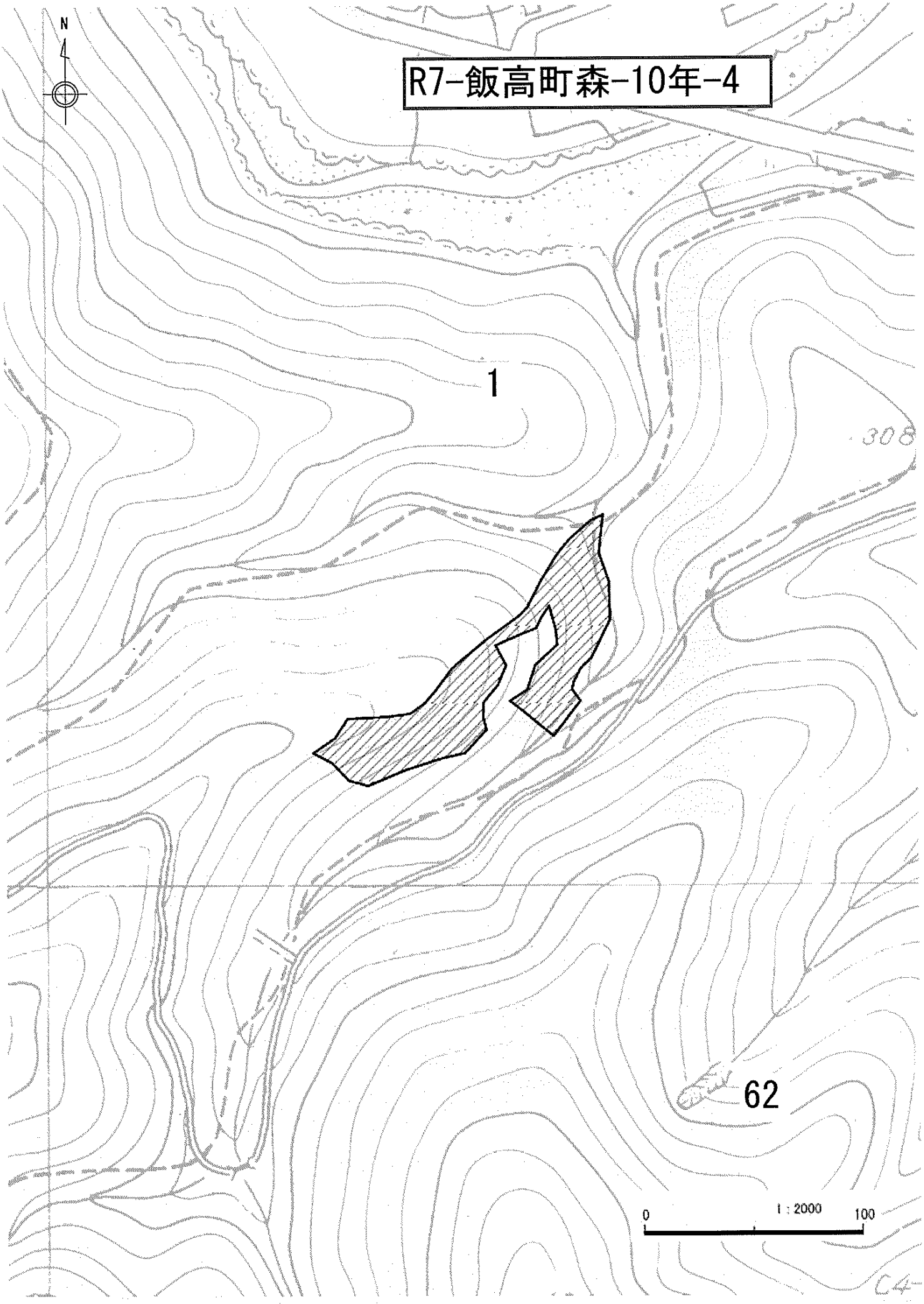
R7-飯高町森-10年-4
N
1
308
62
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－5	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-17-0	山林	0.31	0.26	スギ	58	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-17-0	山林	0.31	0.26内	ヒノキ	49						
3	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-29-0	山林	1.50	3.62	スギ	61						
4	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-29-0	山林	1.50	3.62内	ヒノキ	61						
5	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-30-0	山林	0.23	3.62内	スギ	53						
6	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-31-0	山林	0.13	3.62内	スギ	37						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-17-0	山林	0.31	0.26	スギ	58					
2	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-17-0	山林	0.31	0.26内	ヒノキ	49					
3	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-29-0	山林	1.50	3.62	スギ	61					
4	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-29-0	山林	1.50	3.62内	ヒノキ	61					
5	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-30-0	山林	0.23	3.62内	スギ	53					
6	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-31-0	山林	0.13	3.62内	スギ	37					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-17-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-17-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-29-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-29-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-30-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-2	5107	7-31-0	

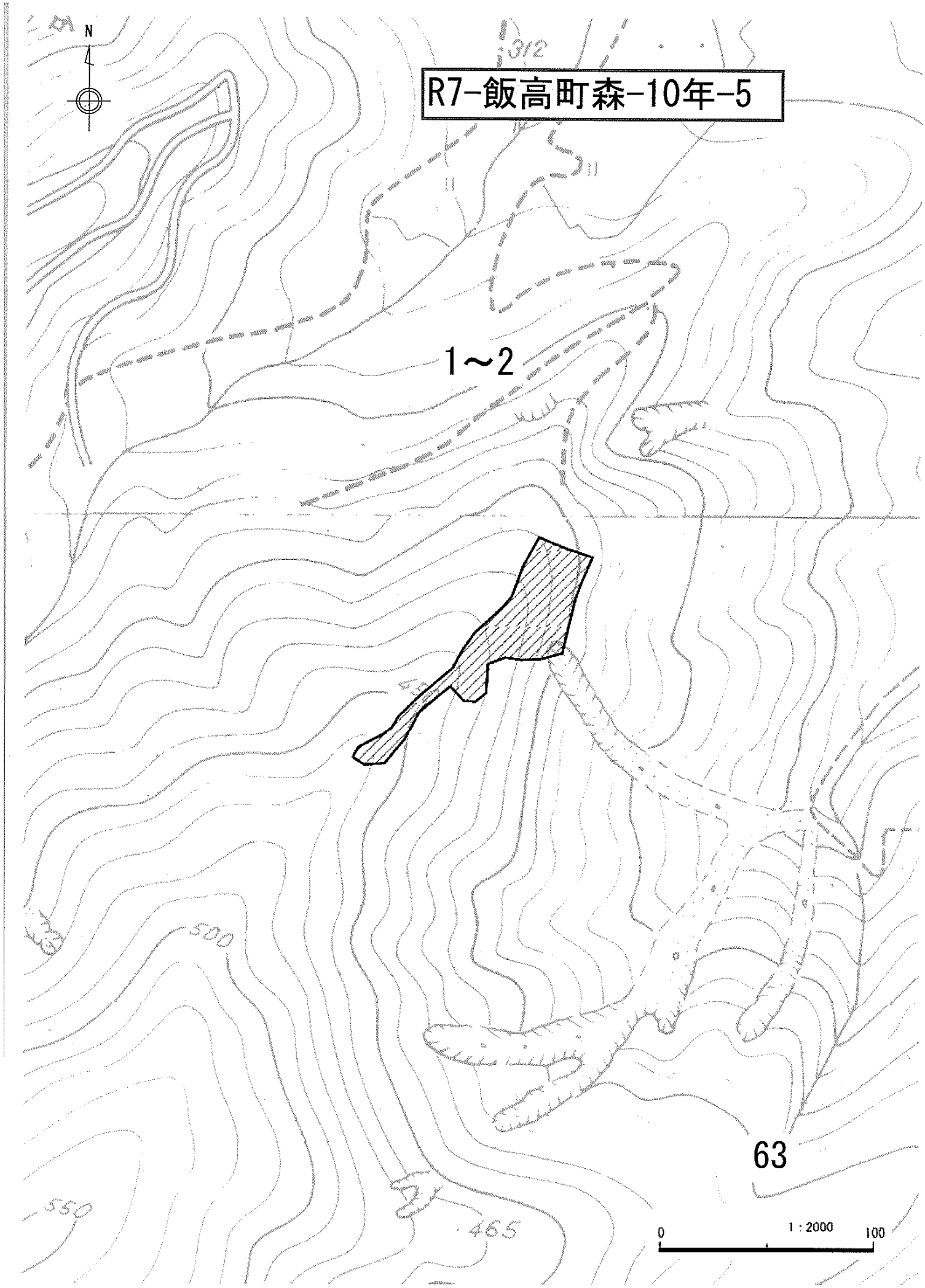
R7-飯高町森-10年-5
N
1～2
63
500
550
465
0
1：2000
100

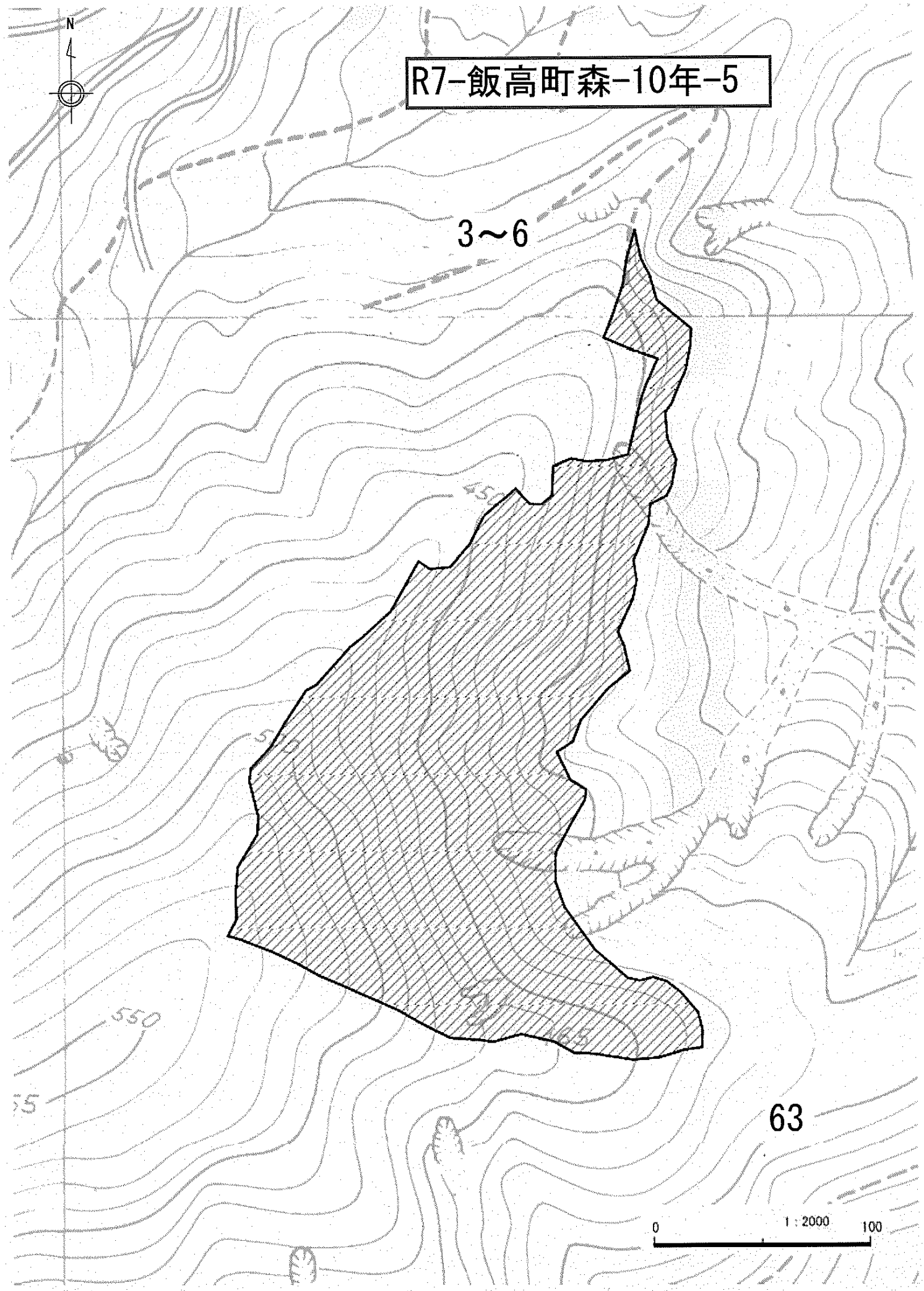
R7-飯高町森-10年-5
N
3～6
550
63
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－6	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字大名倉	2452-44	5005	7-8-0	山林	1.35	0.52	スギ	47	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字大名倉	2452-44	5005	7-8-0	山林	1.35	0.52	スギ	47					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（９）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（10）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（11）甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（12）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字大名倉	2452-44	5005	7-8-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。

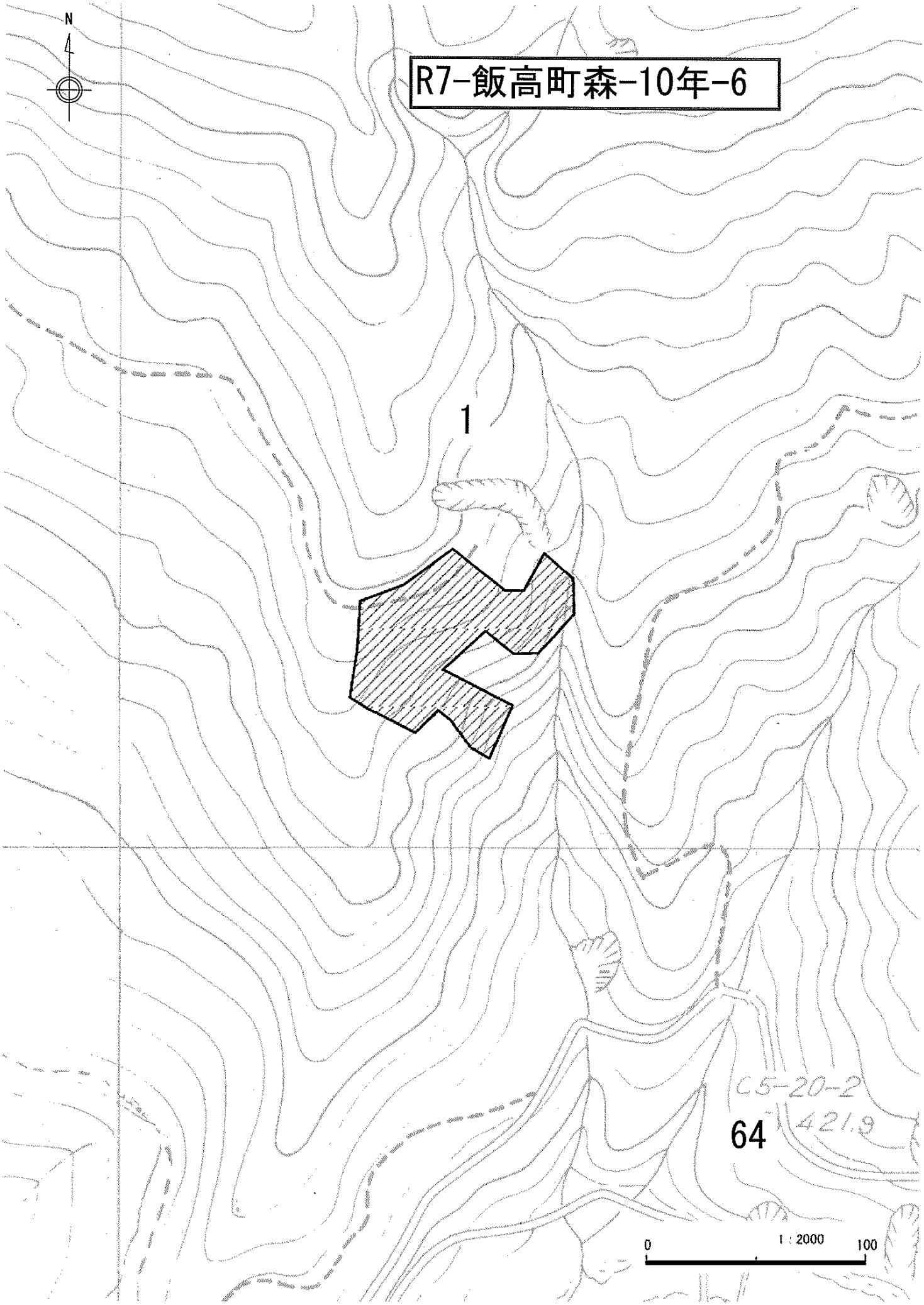
R7-飯高町森-10年-6
N
1
C5-20-2
421.9
64
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－7	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字大名倉	2452-50	5004	7-92-0	山林	0.65	0.21	ヒノキ	61	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字大名倉	2452-50	5004	7-92-0	山林	0.65	0.21	ヒノキ	61					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字大名倉	2452-50	5004	7-92-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。

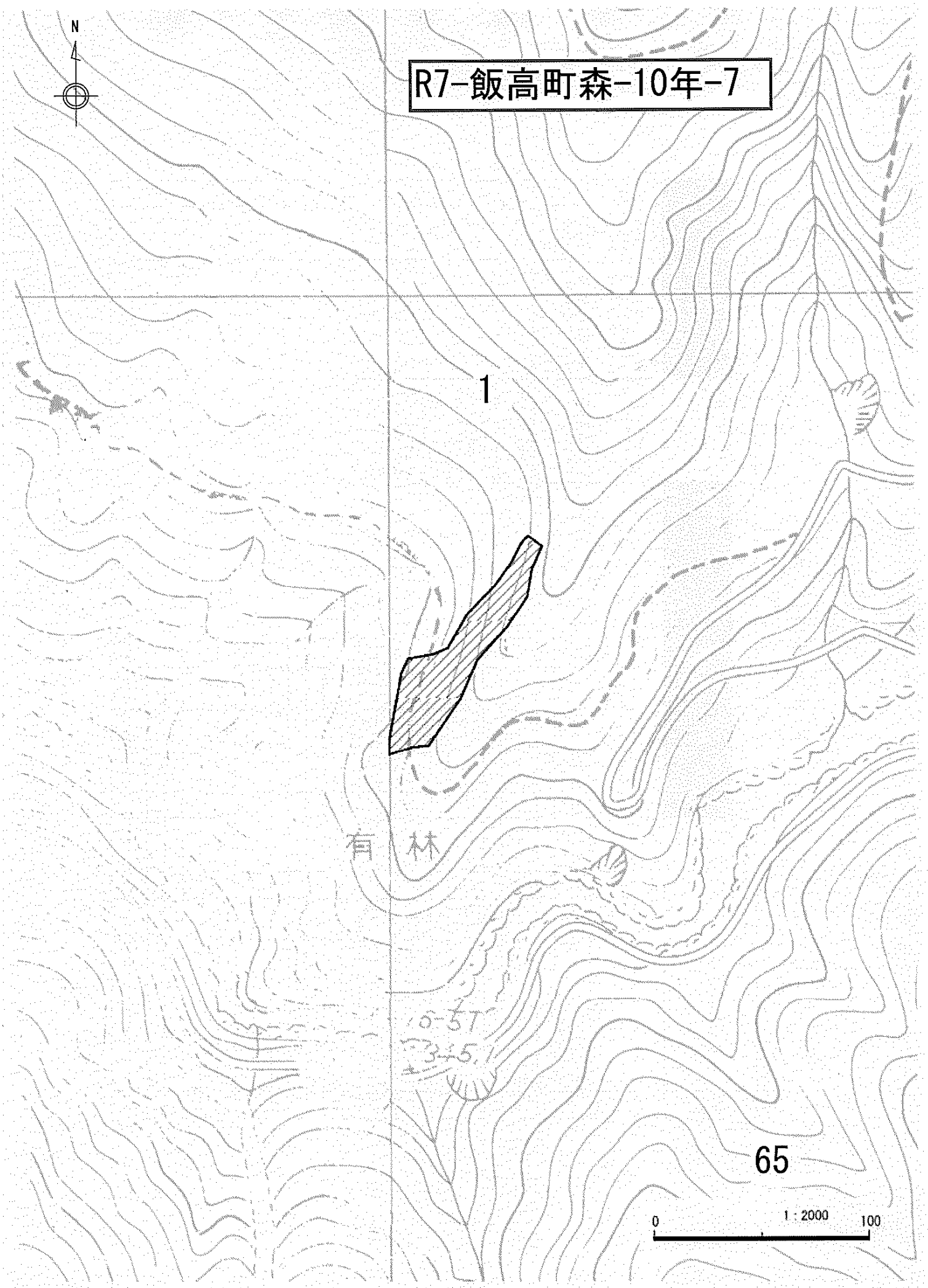
N
R7-飯高町森-10年-7
1
有 林
65
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7ー飯高町森ー10年ー8	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字七万山	821	5107	7-81-0	山林	1.40	2.25	スギ	67	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字七万山	821	5107	7-81-0	山林	1.40	2.25内	ヒノキ	72						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字七万山	821	5107	7-81-0	山林	1.40	2.25	スギ	67					
2	松阪市飯高町森字七万山	821	5107	7-81-0	山林	1.40	2.25内	ヒノキ	72					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（10）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（11）甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（12）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字七万山	821	5107	7-81-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字七万山	821	5107	7-81-0	

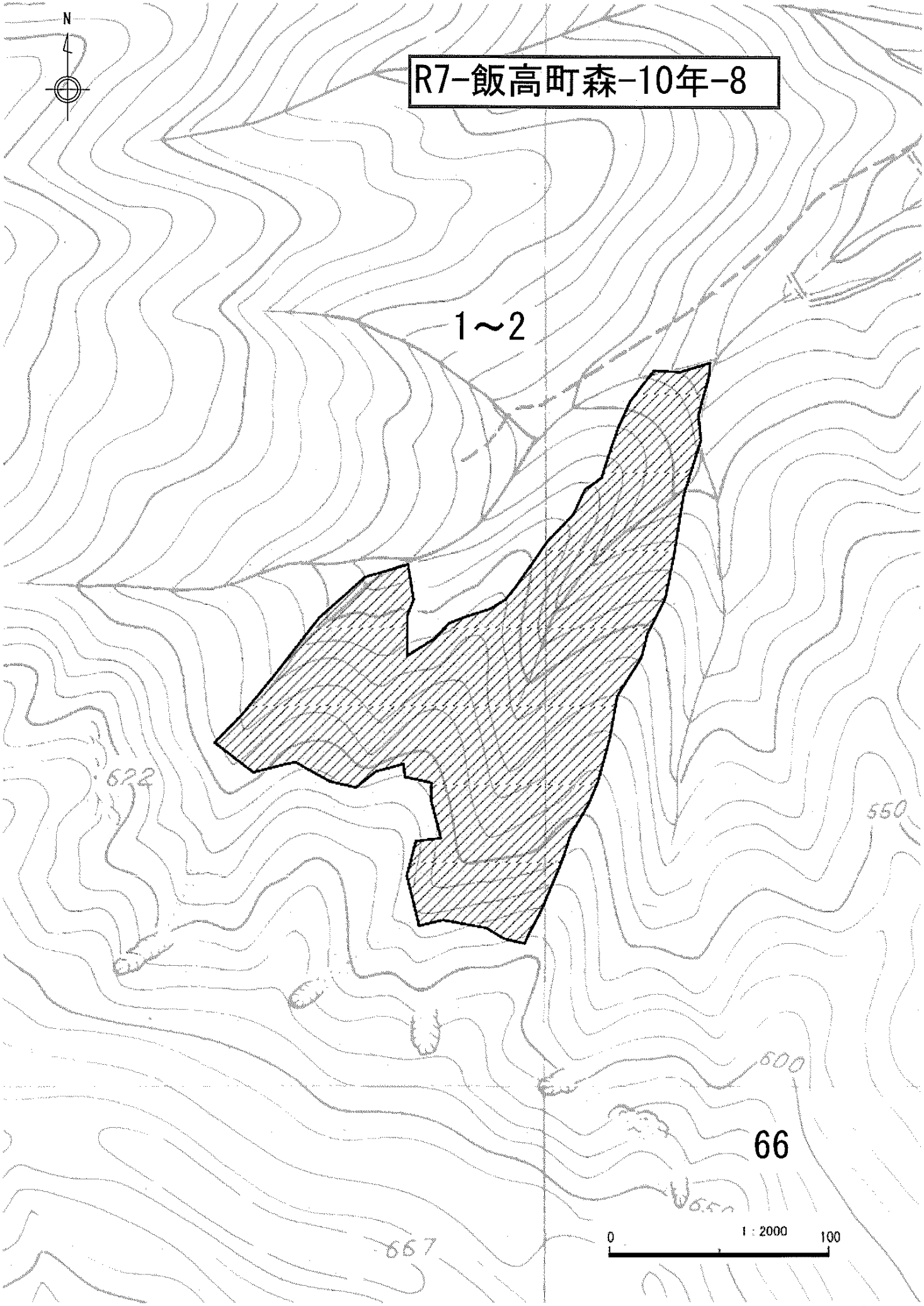
N
R7-飯高町森-10年-8
1～2
622
550
600
66
657
1 : 2000
0
100

別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－9	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字大苅	825-2	5107	7-96-0	山林	0.20	0.34	スギ	83	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字大苅	825-2	5107	7-95-0	山林	0.20	0.34内	ヒノキ	83						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字大苅	825-2	5107	7-96-0	山林	0.20	0.34	スギ	83					
2	松阪市飯高町森字大苅	825-2	5107	7-96-0	山林	0.20	0.34内	ヒノキ	83					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（９）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字大苅	825-2	5107	7-96-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字大苅	825-2	5107	7-96-0	

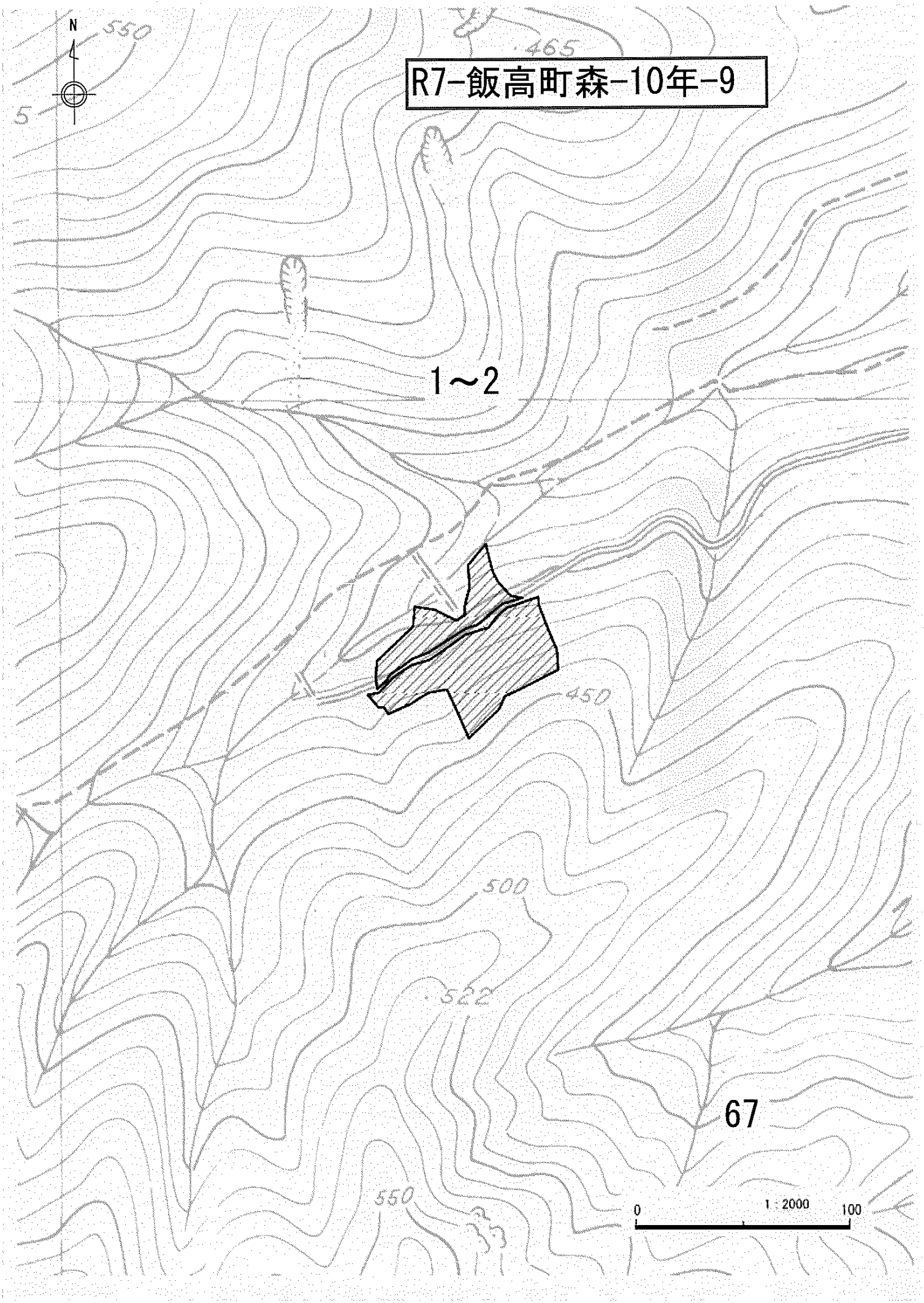
R7-飯高町森-10年-9
N
550
465
1～2
450
500
522
550
533
67
0
1：2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

１　個別事項

整理番号	R7ー飯高町森－10年－10	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-18-0	山林	0.35	4.98	スギ	75	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-18-0	山林	0.35	4.98内	ヒノキ	75						
3	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-28-0	山林	1.43	4.98内	スギ	53						
4	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-28-0	山林	1.43	4.98内	ヒノキ	53						
5	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-32-0	山林	0.67	4.98内	ヒノキ	73						
6	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-33-0	山林	0.19	4.98内	スギ	95						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-18-0	山林	0.35	4.98	スギ	75					
2	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-18-0	山林	0.35	4.98内	ヒノキ	75					
3	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-28-0	山林	1.43	4.98内	スギ	53					
4	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-28-0	山林	1.43	4.98内	ヒノキ	53					
5	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-32-0	山林	0.67	4.98内	ヒノキ	73					
6	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-33-0	山林	0.19	4.98内	スギ	95					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-18-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-18-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-28-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-28-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-32-0	
	松阪市飯高町森字小わき	816-1	5107	7-33-0	

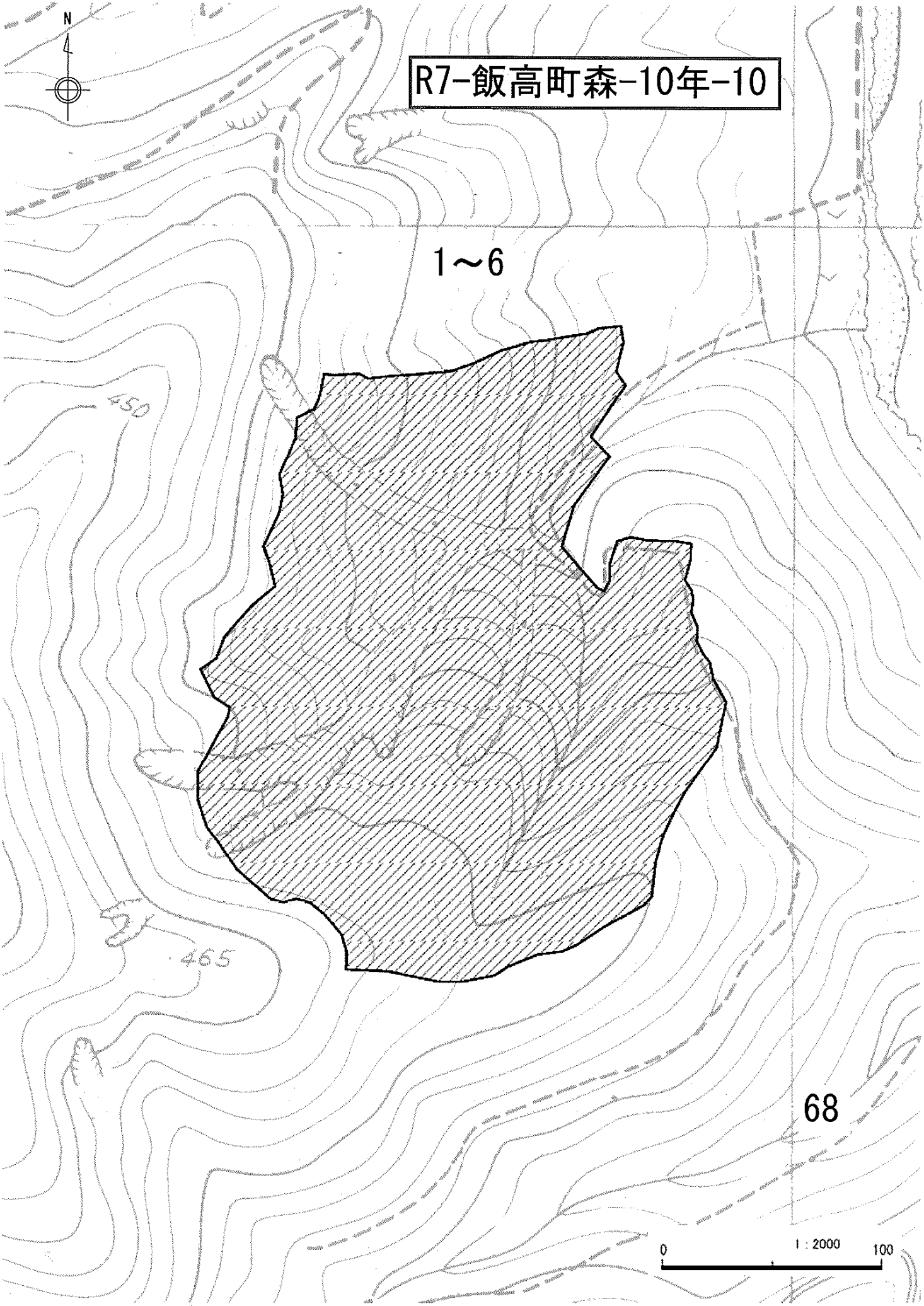
R7-飯高町森-10年-10
1～6
450
465
68
N
0
1 : 2000
100

別紙２

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	R7－飯高町森－10年－11	乙　（名称）松阪市長　竹上真人	（所在地）三重県松阪市殿町１３４０番地１
		甲　（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	松阪市飯高町森字大苅	827-2	5107	7-98-0	山林	0.13	0.38	スギ	57	R7.8.1	R17.7.31	○乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ○乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	松阪市飯高町森字大苅	827-2	5107	7-98-0	山林	0.13	0.38内	ヒノキ	57						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町森字大苅	827-2	5107	7-98-0	山林	0.13	0.38	スギ	57					
2	松阪市飯高町森字大苅	827-2	5107	7-98-0	山林	0.13	0.38内	ヒノキ	57					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　三重県松阪市殿町１３４０番地１　松阪市長　竹上　真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

（2）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。　この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（9）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（10）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（11）甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（12）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町森字大苅	827-2	5107	7-98-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町森字大苅	827-2	5107	7-98-0	

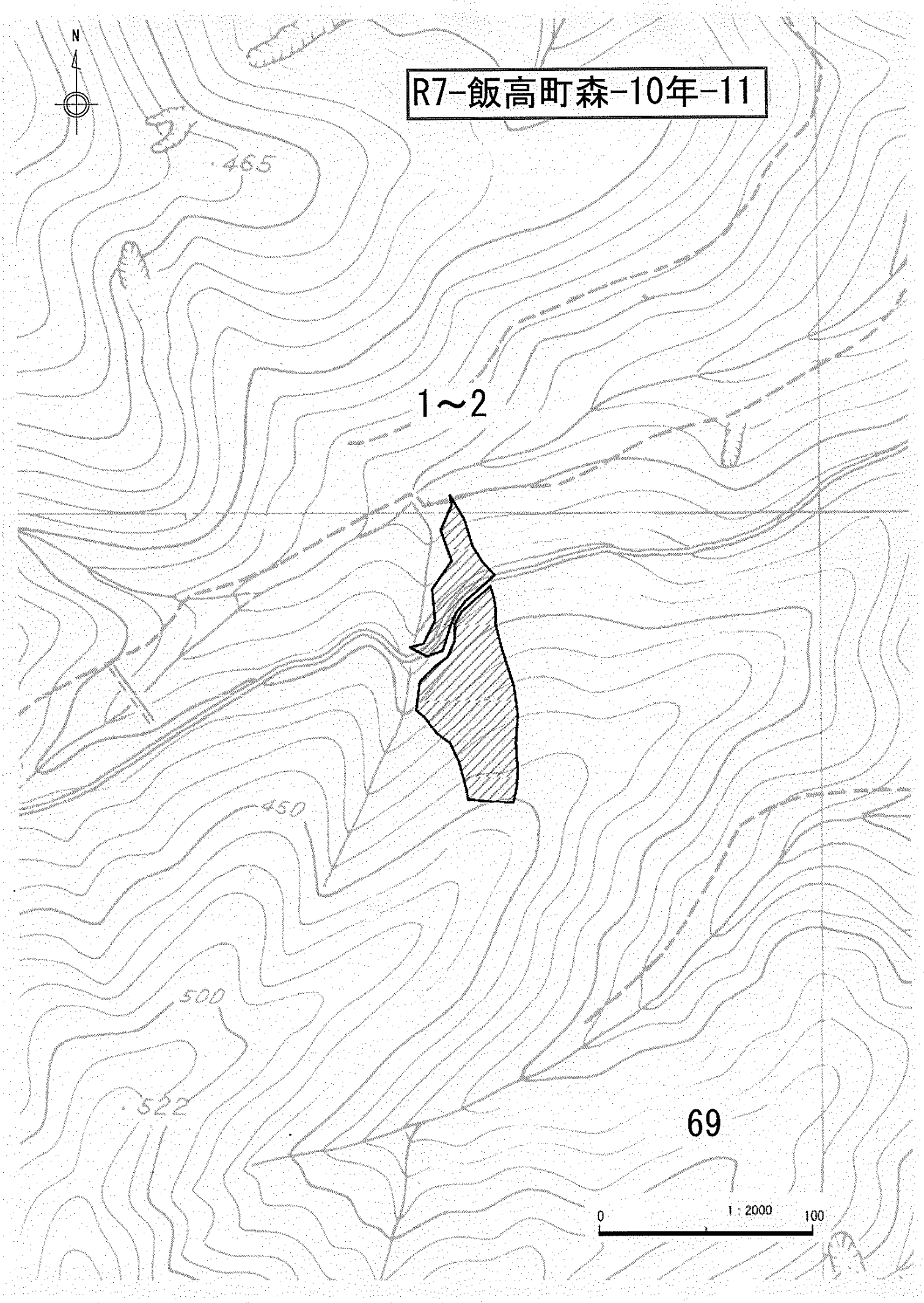
R7-飯高町森-10年-11
N
465
1～2
450
500
522
69
0
1 : 2000
100